

<肝臓>臓器提供者（ドナー）適応基準（案）

1. 以下の疾患又は状態を伴わないこととする。

- (1) 全身性の活動性感染症
- (2) H I V抗体、H T L V - 1 抗体、H B s 抗原などが陽性
- (3) クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い
- (4) 悪性腫瘍（原発性脳腫瘍及び治癒したと考えられるものを除く。）

2. 以下の疾患又は状態を伴う場合は、慎重に適応を決定する。

- (1) 病理組織学的な肝臓の異常
- (2) 生化学的肝機能検査の異常
- (3) 1週間以内の腹部、消化管手術及び細菌感染を伴う腹部外傷
- (4) 胆道系手術の既往
- ~~(5) 重度糖尿病~~
- ~~(6) 過度の肥満~~
- ~~(7) 重度の熱傷~~
- (5) 長期の低酸素状態
- (6) 高度の高血圧又は長期の低血圧
- (7) H C V抗体陽性
- (8) H B c 抗体陽性
- (9) 先天性の代謝性肝疾患の保有の可能性がある者
- (10) 重度糖尿病、過度の肥満、重症熱傷、その他の重度の全身性疾患

備考）摘出されたドナー肝については、移植前に肉眼的、組織学的に観察し、最終的に適応を検討することが望ましい（移植担当医の判断に委ねる）。

付記 上記の基準は適宜見直されること。